市川市行徳ふれあい伝承館の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市行徳ふれあい伝承館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。 平成30年6月6日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市行徳ふれあい伝承館の設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 本市は、行徳地区の歴史及び伝統にふれあう場を提供することにより、 市民等にこれらを伝承し、もって文化の振興を図るため、ふれあい伝承館(以 下「伝承館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伝承館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市行徳ふれあい伝承館

位置 市川市本行徳35番7号及び37番13号

(事業)

- 第3条 伝承館においては、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 行徳地区の歴史及び伝統に関する資料(以下「資料」という。)の保管及び展示に関すること。
  - (2) 旧浅子神輿店店舗兼主屋の公開及び活用に関すること。
  - (3) 市民等の休憩の場の提供に関すること。
  - (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(入館料)

第4条 伝承館の入館料は、無料とする。

(開館時間)

第5条 伝承館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、 市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

- 第6条 伝承館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める ときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
  - (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該 休日以外の日)
  - (2) 1月1日から同月4日まで
  - (3) 12月28日から同月31日まで

(入館の制限等)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、伝承館に入 館する者(以下「入館者」という。)に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずる ことができる。
  - (1) 入館者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 入館者が伝承館の施設、附属設備又は資料(以下「施設等」という。)を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
  - (3) その他伝承館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

(損害賠償)

第8条 入館者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原 状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむ を得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

## 理 由

行徳地区の歴史及び伝統にふれあう場を提供することにより、市民等にこれらを伝承し、もって文化の振興を図るための施設として行徳ふれあい伝承館を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。